

3 遊漁船が漂流中、釣り客の様子に意識を向け、漁船の接近に気付くのが遅れ衝突

事故の概要：A 船（遊漁船、4.7 トン、1 人乗組み、釣り客 5 人）が遊漁の目的で漂流中、B 船（漁船、3.0 トン、2 人乗組み）は北進中、06 時 37 分ごろ、両船が衝突した。
釣り客 1 人が死亡し、釣り客 4 人、船長 A 及び船長 B が負傷した。

事故の経過

A 船

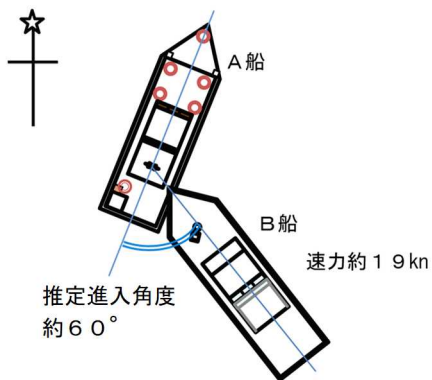
B 船

船長 A は、いつでも舵と機関を使用できる状態で漂流を開始し、周囲の見張りをを行いながら釣り客の様子を見ていた。

船長 B は、漁場に向け北進を始めたところ、A 船を初認し、このままの針路で航行すれば A 船と十分な距離をとって通過できると思った。

船長 A が「あの船は大丈夫か」との釣り客の声を聞き、右舷船尾方を見たとき、約 10m まで迫っている B 船を初めて認めた。

船長 B は、A 船と衝突しない針路で航行していることを確認し、操舵輪から手を離し、船尾方を向いて機関室の換気作業を行った後、機関の目視点検を行った。



A 船及び B 船の衝突に関する状況

A 船の右舷船尾部と B 船の船首部とが衝突

- ・ A 船及び B 船は、GPS プロッターが設置されていたが、レーダー及び船舶自動識別装置（AIS）が設置されていなかった。
- ・ 船長 B は、操舵輪から手を離して作業を行っている間、B 船が原針路のまま航行していると思い込んでいた。

原因：本事故は、A 船が接近する B 船に気付くのが遅れ、また、B 船が左転しながら A 船に接近する航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。

船長 A は、船首部甲板で釣り客が釣りを始めていることに意識を向けていたことから、船首方の見張りを行っていたものの、右舷船尾方を見ておらず、左転しながら接近する B 船に気付くのが遅れたものと考えられる。

船長 B は、操舵輪から手を離し、船尾方を向いて船尾部甲板で作業を行いながら航行していたことから、B 船が A 船に向けて左転しながら接近していることに気付かなかったものと考えられる。

再発防止に向けて（事故の防止対策）

- ・ 漂流中であっても周囲の適切な見張りを行い、接近する船舶を認めた場合は、必要に応じて衝突を避けるための措置を採ること。
- ・ 自船周囲の見張りを強化するためレーダーを搭載し、レーダーのガードリング（他船などが接近したときに警報を発する機能）を使用、活用することが望ましい。
- ・ レーダーの搭載が難しい小型の漁船及び遊漁船にあっては、簡易 AIS や AIS アプリを使用して、他船の動向の把握や衝突防止を図ることが望ましい。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。（2019（令和元）年 12 月 19 日公表）

https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/MA2019-12-2_2019tk0018.pdf